

平成28年度第8回御船町議会定例会（10月会議） 議事日程（第1号）

平成28年10月14日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

5番 福永 啓 君

13番 岩田 重成 君

第2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第3 報告第 7号 専決処分の報告について

第4 議案第20号 御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議案第21号 御船町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

第6 議案第22号 御船町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について

第7 議案第23号 平成28年度御船町一般会計補正予算（第7号）について

第8 請願第 3号 御船町立高木小学校の茶園保存を求める請願について（継続審査）

2 出席議員は次のとおりである（14人）

1番 田端 幸治 君 2番 森田 優二 君

3番 岩永 宏介 君 4番 中城 峯視 君

5番 福永 啓 君 6番 田上 忍 君

7番 藤川 博和 君 8番 池田 浩二 君

9番 清水 蕙 君 10番 塚本 勝紀 君

11番 田中 隆敏 君 12番 沖 徹信 君

13番 岩田 重成 君 14番 井本 昭光 君

3 欠席議員（なし）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1名）

事務局長 藤野 浩之 君

5 説明のため出席した者の職氏名（16名）

町 長	藤木 正幸 君	教 育 長	本 田 惠典 君
総 務 課 長	吉本 敏治 君	企 画 財 政 課 長	藤 本 龍巳 君
税 務 課 長	福本 悟 君	町 民 保 険 課 長	宮 崎 尚文 君
こども未来課長	坂本 幸喜 君	福 祉 課 長	道 山 敏文 君
健康づくり支援課長	松 下 信一 君	農 業 振 興 課 長	松 永 正夫 君
商 工 観 光 課 長	野 口 壮一 君	建 設 課 長	松 岡 秀明 君
学 校 教 育 課 長	米 満 速敏 君	社 会 教 育 課 長	吉 本 正剛 君
環 境 保 全 課 長	宮 崎 靖 君	会 計 管 理 者	福 田 敏江 君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開 会

○事務局長（藤野浩之君） 皆さん、おはようございます。本日で、熊本地震の発生から半年を迎えることになりました。会議の開会に先立ちまして、今回の熊本地震によりお亡くなりになりましたすべての方々に対しまして黙とうを捧げたいと思いますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

黙とう。

[黙とう]

○事務局長（藤野浩之君） ありがとうございました。お直りください。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（井本昭光君） おはようございます。

ただ今から、平成28年度第8回御船町議会定例会10月議会を開会します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（井本昭光君） 日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5 番、福永啓君、13番、岩田重成君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 2 諸般の報告

○議長（井本昭光君） 日程第 2、「諸般の報告」を行います。

諸般の報告。

休会中における諸般の報告を行います。本日で最初の熊本地震の発生から 6 カ月を迎えました。6 カ月を過ぎた現在、避難所についても今月末に閉鎖される目的もたち、応急的ではありますが、費用インフラも回復し一応町民の日常生活も戻りつつあります。現在、御船町町議会においても、町民が今回の熊本地震で受けた精神的被害や物理的被害から一日も早く立ち直り、震災前の活気あふれた町を取り戻すため、町・執行部と一体となり全町あげて復旧、復興に取り組んでいるところです。議長としての諸般の報告は印刷して手元に配付のとおりです。内容を御覧の上御了承願います。

次に、地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定による例月現金出納検査 8 月分の結果報告は、お手元に配付をしてあります報告書のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

続いて、「行政報告」を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

まず、総務課について報告します。熊本地震に係る避難所として開設しているスポーツセンターについて、仮設住宅の完成時期の影響もありますが、現時点においては一応のめどとして今月末日に閉鎖することを予定しております。避難者の生活に配慮しながら、その対応を行っていきたいと考えています。

次に、9 月18日に御船高校におきまして、来年度の職員採用に向けた一次試験を実施しました。この試験は、郡内 5 町及び上益城消防署を合わせた 6 団体が同じ会場で実施するもので、本町においては10名程度の採用予定に対し、60名が受験しました。今後も継続する震災からの復旧、復興に向け優秀な人材が確保できることを願っているところです。

次に、9 月30日平成28年度第 1 回嘱託委員会定例会が役場大会議室で行われました。各課からの連絡事項のほか多くの嘱託員から応急仮設住宅に関する御意見、御質問等をいた

だきました。

次に、企画財政課について報告します。平成28年10月11日付で御船町震災復興計画基本方針を策定しました。この基本方針をもとに町民の皆様の御意見を復興計画にいかすことを目的として地区座談会を実施します。10月17日から11月11日まで旧小学校単位で行いますので、多数の皆様方の御参加をお願いいたします。

次に、福祉課について報告します。

9月28日、100歳到達者の方々への巡回訪問を実施しました。今年度の当該者は男性1名、女性4名の計5名でした。内閣総理大臣からのお祝いの像と記念品、熊本県と御船町からの記念品をお渡ししました。

次に、こども未来課について報告します。被災した高木保育園の今後の方向性については、町において大規模改修を行うのではなく、民設民営にて新たに高木地区に私立保育園を建設していただく旨方針としているところです。9月27日に御船町公立保育園施設検討委員会を開催し、公立保育園3園の今後のあり方を協議しました。また、同日子ども子育て会議を開催し、子ども子育て支援事業計画の中に新たに高木保育園の民営化を求めました。また、10月1日に高木保育園に通われている保護者に対し、説明会を実施しました。町側の説明として、民営化に至った経緯や、今後のスケジュールなどについて説明し、保護者側から民営化した場合の建設予定地や引継ぎ方法、民間保育園の選定方法など様々な質問をいただきました。今後は引き受け法人選定委員会を早急に設置しスムーズな民営化に向けスピード化を持ち、民間事業者の公募を行いたいと考えます。

次に、農業振興課について報告します。被災農業者向け経営体育成支援事業に係る要望調査については、8月及び9月の申請が74件ありました。事業費総額は5億4,991万7,730円となっています。最終の要望調査を12月に計画しています。農地農業用施設被災復旧事業の査定が第9次査定まで終了し、査定件数60件、査定額1億2,129万9,000円となっています。今後も12月中旬まで災害査定が実施されることになります。

次に、建設課について報告します。仮設住宅不足分の対応について、現在仮設住宅建設箇所3箇所を選定し85戸の追加建設を進めているところです。10月末までには完成する予定です。熊本地震並びに梅雨前線豪雨災害査定については第13次査定まで終了しており、9月23日に道路12件の災害復旧工事の発注を行いました。今後においても災害査定の進捗に合わせて順次災害復旧工事の発注を行う予定です。

次に、国道445号の災害復旧工事の状況について報告します。上益城振興局土木部から横野から下鶴までの区間について、現在工事は順調に進捗しており年内には片側通行可能となる予定であるところです。また、下鶴から七滝までの区間については、落石撤去が難航しているが平成29年3月までには片側通行可能となるよう努力しているとのことでした。

次に、環境保全課について報告します。

がれき等の災害廃棄物処理については町民グラウンドにおいて受け入れを行っています。搬入許可証を提出することにより搬入ができますので、皆様方の御協力をお願いいたします。倒壊家屋等の後期解体の申請受け付けは罹災証明書発行が終了するまで延長しました。随時提出された申請書類に基づき現地確認等を行い、町、解体業者、所有者で詳細な打合せを行い、解体作業を実施しています。

次に、学校教育課について報告します。

今年度は震災の影響で平坦地区小中学校の運動会を秋に開催しています。台風の影響もなく無事に開催されました。10月16日には高木小学校の運動会が開催される予定です。学校施設の災害査定は小坂小学校、滝尾小学校、七滝中央小学校の運動場を除く部分、木倉小学校、高木小学校、御船中学校が終了しています。今回の補正予算で復旧費用を計上しておりますので審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第7号 専決処分の報告について

○議長（井本昭光君） 日程第3、報告第7号、「専決処分の報告について」の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第7号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決事項の指定第6号に基づき専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき報告する。御専第10号、平成28年度御船町一般会計補正予算（第6号）について。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 御専第10号について説明いたします。一般会計補正予算（第6号）ですけれども、応急仮設住宅の整備に要する費用を9月20日付で専決処分したものです。

4 ページを御覧いただきたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書です。歳入県支出金民生費委託になります。2,384万7,000円、補正後25億792万1,000円。補正額合計そのまま下りてまいります。2,384万7,000円補正後の金額が138億1,397万7,000円です。

5 ページ御覧いただきます。歳出です。民生費災害救助費になります。2,384万7,000円補正の金額が36億827万8,000円です。コンテナハウス 5 個のリース料ということになります。24月分です。合計金額が2,384万7,000円、補正後の金額が138億1,397万7,000円です。

○議長（井本昭光君） これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○6 番（田上 忍君） このコンテナハウスが必要な理由を教えてください。

○建設課長（松岡秀明君） この必要性については今後における、今回の地震それから豪雨災害等があったわけですが、今後においても様々な自然災害が発生することが予想されます。そういった際に応急的に、例えば今回のように住宅を無くされた方々、そういった方々への救済のための措置としての対応が可能であるということで、今回コンテナハウスを5個設置するというで行ったものであります。

○6 番（田上 忍君） 何で今までのプレハブとか木造とかでなくて、どうしてコンテナハウスなのか、簡潔にお願いします。

○建設課長（松岡秀明君） これについては、まず移動が非常に簡易的に移動できることで災害の状況に応じて、必要箇所に迅速に設置が可能ということでコンテナハウスが最も適切であろうという判断でありました。

○6 番（田上 忍君） このコンテナハウスを置く場所は全体の中の5個ですね。だから、どうして他と違って、この5個だけコンテナハウスにしたのか、将来何を見ているのかその辺があるんだったら教えてください。

○建設課長（松岡秀明君） これについては、なぜということ、どうしてここだけかということのようですが、これについては将来先ほど申し上げましたが、様々な自然災害等に備えるというようなことですが、まずは5個程度を準備しておけば応急的には対応できるだろうというような数的なものです。この場所というか、これまでプレハブ、それから木造、様々なそういった仮設住宅を設置したわけですが、今回いよいよ最後の仮設住宅の建設に入っておる段階であります。そういう中で今、この段階で確保しておかなければ、そういった場合における対応が間に合わないというか、できなくなるということで今回の仮

設住宅の中に織り込んだものであります。

○6番（田上 忍君） プレハブでやれば町のお金はいらない、コンテナハウスだと町のお金がある、このへんのことも考えてやっているわけですか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 今回の歳入は県から災害救助費の委託金として全額補てんをされます。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これで報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第20号 御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井本昭光君） 日程第4、議案第20号、「御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第20号、御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の保育料に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由、子ども子育て支援法設置例の一部改正により、低所得世帯、多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため必要な事項を定めるため本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） 議案第20号につきまして少し説明を行いたいと思います。提案理由にありましたとおり、今回の条例改正の概要ですけど、子ども子育て支援法施行令の一部改正が行われております。多子世帯及び、ひとり親世帯等の利用者負担の軽減がこれに基づいて拡大されるということになります。

議案書の４ページですけれど、まず別表の第１注 ７万 7,100円未満を ７万 7,101円未満に改めることとしていますが、これは本来 ７万 7,101円とすべきところを誤って ７万 7,100円としていたというようなところであります。これを改めるということがひとつあります。それから、別表の第１、１号認定の子ども保育料履行４の次に、次の５を加えて、まず、先ほど申しました所得割の課税額が ７万 7,101円未満のひとり親世帯につきましては、第１子を半額、第２子以降は無料とするというのが主な改正であります。併せて、説明書の２ページをお開きいただきたいと思います。説明書の２ページに新旧の対照表を載せておりますけど、おおむね階層区分の４の１と、４の２の変更の部分が今回改正をされるものであります。

○議長（井本昭光君） これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号、「御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

したがって本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第５ 議案第２１号 御船町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井本昭光君） 日程第５、議案第21号、「御船町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第21号、御船町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例の制定について。

御船町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、保育の担い手を確保するため小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における職員配置の特例について、必要な事項を定めるため本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） 議案書の5ページになります。本条例の改正につきましては、まず概要ですけれど国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、この基準が改正されたことに伴いまして、町の条例も改正をする必要がございます。大きく言いますと、まず建築基準法施行令の改正に伴いまして、小規模保育事業所A型からC型までありますけれど、保育所型事業、所内の保育事業所、小規模保育事業所内における避難用階段の規定の改正が、それぞれ行われております。議案書の10ページですけども、10ページが建築基準法の施行令の改正に伴う第28条と43条関係になります。次に、その下に附則がありますけど、附則に4条が新たに追加をされます。この部分につきましては、保育所における職員配置に係る特例に該当する部分ということになります。

○議長（井本昭光君） これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） この小規模事業所というのは、主に大都市で待機児童問題がとりざたされてからできてきた制度であると私は認識しております。御船町において、今回の適用を受ける事業所があったのかどうなのか、それと御船町の今の待機児童の現状をお答えください。

○こども未来課長（坂本幸喜君） お答えします。まず、御船町においてその小規模保育に該当する事業所があるか・ないかという質問ですけど、まず御船町町内において該当する施設はございません。それと待機児童の質問がありましたけど、10月1日現在なんですけど、御船町において国が定める基準の中においての待機児童はいらっしゃらない現状です。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号、「御船町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決をします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者 起立]

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

したがって本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第6 議案第22号 御船町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（井本昭光君） 日程第6、議案第22号、「御船町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第22号、御船町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

御船町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由、公共施設、公民館等における情報通信基盤施設の施設移転や利用中止に際し移設負担金及び撤去工事負担金の減免、免除の対応ができるよう改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） 議案書の14ページになります。本条例の改正につきましては、現行では引き込み工事負担金のみを減免の対象としておりましたが、改正後におきましては引き込み負担金、それから移転及び移設に掛かる負担金、それから撤去に掛かる負担金を拡充しまして、減免とする対象範囲を広げたということになります。それから提案理由の中に公共施設公民館等とありますが、すべての接続者に対しての対応を行うこととして、今回条例の改正をするものであります。

○議長（井本昭光君） これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） 今の課長の説明聞きますと、今回の地震の被害で全壊の家屋とか、やむなくそこを提供しなきゃいけないとか、そういう方も対象になると思ってよろしいですか。

○総務課長（吉本敏治君） はい、対象になります。

○5番（福永 啓君） その対象範囲ですけど、対象の状況等別途要綱で定めるという形になるのかなと思いますが、その要綱自体の作成はもうできているのでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） 要綱そのものについては定めておりません。申し込み時点で状況を確認しながら、そして該当するものについて減免を行っていくということになります。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号、「御船町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決をします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

したがって本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第23号 平成28年度御船町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（井本昭光君） 日程第7、議案第23号、「平成28年度御船町一般会計補正予算（第7号）について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第23号、平成28年度御船町一般会計補正予算（第7号）。平成28年度御船町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,135万9,000円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ、140億7,533万6,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。債務負担行為の補正第2条、債務負担の追加は第2表債務負担行為補正による。地方債補正第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第3表地方債補正による。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 議案第23号、一般会計補正予算（第7号）について説明をいたします。ページの順番に説明してまいります。5ページを御覧いただきたいと思います。予算款項の設定ということです、2点あります。徴収係の公用車のリース、平成29年度から30年まで2カ年になります。次は、耕地係のコピー機のリースになります。平成29年度から33年度までということです。

6ページ御覧いただきたいと思います。地方債の補正になります。公営住宅施設災害復旧事業債ですけれども、具体的に言いますと中原団地の住居部分に係ります、実施設計委託、この財源を起債を起こすというものです。420万円ということになります。それから、公共事業等債ということで、これは中原団地の底地の部分、大規模盛土造成地の対策事業に係ります自主設計の費用について、起債を起こすというものです。1,920万円。

それから、学校教育施設等整備事業債ですけれども、小学校4校、それから御船中の災害復旧事業の工事費です。4,950万円となります。

最後が公用公共用地施設災害復旧事業債ですけれども、街なかギャラリーの災害復旧に係ります設計委託、その経費の財源にあてるということで起債を起こすものです。20万円です。

合計の補正額が、直接はでてまいりませんが、7,310万円となります。

7ページを御覧いただきたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書です。主なものと、14款の国庫支出金です。先ほど申しました学校関係の工事請負費、これの国庫補助金等が主なものです。

それから臨時福祉給付金関係の補助金、合計1億1,843万3,000円。補正後が28億6,805万5,000円です。

15款の県支出金です。合併浄化槽の設置事業補助金となります。1,002万9,000円です。25億1,795万円。

繰越金です。5,741万3,000円、1億7,124万5,000円です。町債です。先ほど説明をいたしました7,310万円。補正後が18億4,780万円です。前回の補正額が2億6,135万9,000円です。補正後の金額は140億7,533万6,000円です。

次のページ、8ページを御覧いただきたいと思います。歳出になります。民生費が6,834万9,000円。主なものは熊本地震に係ります被災者の見舞金、これが3,254万5,000円です。補正後の金額が36億7,662万7,000円です。

4款衛生費です。1,783万円合併浄化槽の設置補助金となります。28億1,564万8,000円です。

7款土木費、2,767万円です。補正後が6億6,119万4,000円です。先ほど申しました中原団地の底地部分の崩落防止対策事業の設計委託料となります。2,570万4,000円です。補正後の金額は6億6,119万4,000円です。

10款の災害復旧費です。1億3,665万4,000円です。主なもの、農業用施設災害復旧事業に係ります災害査定の手援業務委託料、これが1,000万円ほど。中原住宅の住居部分に係ります災害復旧事業費の委託料870万円。小中学校の工事請負費1億974万1,000円です。補正額の災害復旧事業費合計額が1億3,665万4,000円。補正後の金額が18億8,849万6,000円です。合計の金額になりますけれども補正額が2億6,135万9,000円、補正後の金額が140億7,533万6,000円です。

○議長（井本昭光君） これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○12番（沖 徹信君） 今の時点でも町営住宅というのは、十分達していると思いますし、老朽化した町営住宅が多々ありますけれども、今後復興住宅等々も作らなければならないような時期に来ているわけですが、町営住宅の今後の方向性、そこらへんはどう思われますか町長。

○町長（藤木正幸君） 方向性といったしましては、現在、御船町には400を超える町営住宅があります。そこが初めて今、仮設住宅のほうに入ってください方々がいらっしゃいます、そういったものも増えれば恐らく倍ぐらいの数の今後、公営住宅が設置していかなければいけないという計算にはなります。しかしながら、この現町の状況を見まして、そして他町との関わりを見まして町営住宅というの、今後どうしていくかということは検討していかなければいけないと思っております。その中において今木造で建てていただいております、

その木造住宅を利用しながら、もう50年を過ぎた町営住宅とかあります。そういったところを今後私たちと、町民とお話をしながら切り替えていって、最終的にはこの町に適した数に町営住宅としてもっていきたいと思っております。

○12番（沖 徹信君） もう対応年数を十分超えたというか、老朽、この前の大きな台風がくれば壊れるというような住宅も多々あるかと思いますが、そこらへんを何年度というか何年以内に解体したいとか、そういうことは考えていらっしゃいますか。

○町長（藤木正幸君） 今、段を追って考えております。そのことも今後復興関係の話にもでてくると思います。今、この町営住宅も含めて街づくりの変化がでてくると思います。そういうものに対応して参りたいと思います。

○12番（沖 徹信君） 解体して更地というような形に何年かすればなるとは思いますけれども、その土地の利用法、どういう方向に利用したいと思っておりますか。

○町長（藤木正幸君） この利用法というのは二つ考えられると思います。一つは、その土地を売却していくという方法、もう一つは災害公営住宅として、また新たに立て直すという方法、この二つが考えられると思います。その地域、地域にあったものを選択していきたいと思っています。

○4番（中城峯英君） 歳出の説明書の16ページ、中原団地の災害復旧工事実施設計業務として2,575万4,000円計上されておりますけれども、これは9月議会で執行部の説明不十分だったということで修正されまして、再度計上されておりますが、9月議会で決定しなければ補助事業に間に合わないということではなかったのでしょうか、1カ月が経過しましたが、まだ間に合わないのでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 9月議会において私からそういった説明をしたところであります。この中原団地問題は災害復旧事業関係の予算も含まれておりました。全体の予算として組んでいたところですが、これは公営住宅全体の災害査定業務を考慮してきたところであります。現在、中原団地以外の住宅地については準備を進めていち早く取り掛かっております。この中原団地問題も今回で可決、議決いただければ何とか今後の査定スケジュールに間に合うというところであります。

○4番（中城峯英君） 9月時点で県との話し合いは、ほぼついておったんじゃないかと推察しますが、その後1カ月延びた、その間に県とやり取りをされて、私懸念するのは、なんだ御船町はこの非常事態にまとまりがないんじゃないかということのような話はなか

ったんですか。

○建設課長（松岡秀明君） このことについては、特に県との協議をこれまで重ねてきて、そして10月に補正をされます国の第二次補正予算、これとの兼ね合いあたりを今ここですて、その後の事業の進捗状況を勘案しながら9月の議会に上程をさせていただいたところなのですが、これについては特に県から、今議員から御指摘があったようなことについての意見、あるいは指摘等はあっておりません。

○4番（中城峯英君） 今後県、国との対応で影響がでないことを願っておりますけれども、御承知のように非常災害復旧工事というのは、再議という制度が認められております。議会の議決に意義があるときは、町長は10日以内に理由を説明して再議をすることができるということがありますけれども、この定例までに1カ月伸ばした、再議という方法はなぜ取らなかったのですか。

○町長（藤木正幸君） 今の再議の件でありますけれども、この再議を行うということは私にとっても相当考えてまいりました、その中において、なぜしなかったということは最初から私のほうで思ったことに対して、やはり執行部としての説明責任がなかなかできていなかったということ、そういったことを思いましたのでこの再議という方法をとらなかったということで、この1カ月間に皆さん方に説明をしていこうという考えで、まず、説明をして納得いただくという方法をとったということであります。私たちは災害により被災した公共施設については、被災復旧事業により元に戻すということが町の責任になります。この町の責任あるということを一番に配慮して、今回こういった次の議会に対して議案を提出したということになります。

○4番（中城峯英君） やっぱり結果的に町民の利益になると、町の利益になるということであれば、今後も勇気をもって議会の議決に対しても勇気をもって対応していただきたいということです。お願いします。

○11番（田中隆敏君） 13ページですが、この限度指標の賠償補償金という、これは事故があった、その分の賠償金限度指標ですか。

○総務課長（吉本敏治君） これは、説明書の13ページに書いておりますとおりですけど、町道の久保増見鶴線の車両破損事故につきまして、その道路の管理の過失の部分と車が被害を受けた部分、因果関係です、関連性がないのではないかと、あるいは可能性として少ないのではないかとというようなことで、今回その総合賠償保障保険を対象とする範囲を考

え直すということで、その総合賠償保障保険の範囲内での費用をもって弁護士に、その分を委任するというようなことになります。ですから、必ずしも町道の過失と因果関係が薄いのではないかという判断のもとに、それを調査を依頼するというものの費用になります。

○11番（田中隆敏君）　ということは、その事故を起こした車両に対しての、よく行政側としては専決で修理代とかだしますが、保険の含めて、それは今回はその中に入っていないんですか、入っているんですか。

○総務課長（吉本敏治君）　この、10万8,000円の中には含まれておりません。あくまでも、弁護士費用に対するものであります。

○11番（田中隆敏君）　ということは、瑕疵の割合によって今から、これから町道においての車両の事故の場合には賠償が発生するというものでいいですね。

○総務課長（吉本敏治君）　まず、車両の損害の状況と、それから町道の管理の瑕疵の部分とそれが適合して、追って疑いのないというものであればお互いに示談と和解とか交渉ができるものと思っております。

○11番（田中隆敏君）　それは、しっかり恐らく私のひいきによってやっていただきたいと思いますが、その事故が起きた原因というのが、やはりこの矢津田地区の補助整備のおかげで道路が広がったわけですから、前回も私お話したと思うんですけど、補助整備ができなかったら今現在の豊秋地区は孤立状態のような道路状況になっているわけです。八竜橋が通れない、秋只橋が通れない、どこをどういうふうに4トン車以上が通るのかとなりますと、そこしかないわけです。今現在は稲刈りの真っ最中で、様々な形で農家の方も通行車両によっては不便を随分感じておられるわけですよ。今度11月11日に小坂地区におきましては地区座談会が行われるということで計画を伺いました。じゃあそのときにこれから先まず、どこの橋を優先的に、どこをすれば豊秋地区の皆さんの日常の生活が少しでも取り戻せるのかという、こういう考え方を町長示してください。

○町長（藤木正幸君）　その問題につきましては、小坂小学校にて地域の方々と説明会をしてお話をさせていただきました。その中においても今言われたようなことを、たくさんお伺いしてきました。そのお伺いしたことを真摯に受け止めながら、この問題を解決するために頑張っていきたいと思えます。

○11番（田中隆敏君）　とにかく、八竜橋はなかなか事業においては大変だと思いますけど、メロディ橋の旧445線が通れるわけでしょということは秋只橋も高速道路の道路公団と事

業を進めながら早急に通れるような形を進めていただかないと、非常に不便さを感じる。今、鹿島交差点においては片側通行で橋脚の部分の修理を行って、ですからそこは通れるんです下の方は、しかし秋只橋は通れないわけですから、そういう部分を取り急ぎ、説明された11日も説明されるでしょうし、意見も出るでしょう。そういう中で、もう半年です、先ほど皆さんが考えたように、ですからそういう中からしますと、先が見えるようなところを示していただきたいということで、意見をだしているわけですので、もうとにかく久保増見鶴線はアップアップです、御存じだと思います。そういう中で、せめてどれか一つ開通できるような手段、方法をとっていただきたいと思いますので、11日はできるだけ皆さんが安心できるような、そういう方向性のお話ができればと思いますけども、よろしくをお願いします。

○8番（池田浩二君） 中原団地の件でお尋ねします。前回、執行部からの説明がなかったということで、修正動議がだされました、その後説明は全然受けていないと思います。それから、中原団地を復興するということで再提出ということで、委託料の再提出と思いますけれども、トンネルが狭くて、暗くて、危険という、通学する親御さんからの話が以前からあったと思うとです、そういうところ踏まえて教育長、また米満課長はどういうふうに思われておるですか。

○学校教育課長（米満速敏君） 私のほうからは、児童生徒の通学に対しての安全性という立場から答えさせていただきたいと思っております。まず、トンネルの中は本当に暗いです、そして片側しか歩道ありません。小学校におきましては、集団登校、集団登下校を促しているような状況です。

○8番（池田浩二君） ということは、通学路としては適さないというふうな判断ということでよろしいですか。

○学校教育課長（米満速敏君） 通学路として考えた場合には、あの道路しか国道443号しかありません、近道としてはあそこを通らなければ、今度甲佐のほうに回りまして、早川そうめんの方から回るような感じになりますので、あそこも山越えになりますので今のところトンネルの国道443号を通学路として認めている状況です。

○8番（池田浩二君） 建設課長はそういうところを踏まえて再提出されておるわけですね。

○建設課長（松岡秀明君） 冒頭に申し上げるべきだったと思いますが、9月議会にこの中原団地の災害復旧関係の補正予算の上程をしましたときに、それまでの説明不足があったと

というようなことについては議会に対して大変申し訳なく思っております。お詫びを申し上げます。今の池田議員からの御指摘の件ですけど、当然先ほど町長からもありましたけども、公営住宅については災害復旧、例えば今回のような地震等による被災をした、災害を受けた場合においては、当然入居者の方々の救済というか、そういった意味も含めて当然災害復旧をやるのが町の責任というようなことになります。そういった観点から、今回中原団地については災害復旧の対応をするということで予算化したものであります。ただ、今御指摘ありました通学に関するトンネル内の照明等の暗さといいますか、そういったものにつきましては、これは毎年実施をされておると思いますが、学校関係、教育委員会、それから警察関係、それから町の道路管理等によります通学路における危険箇所についての調査といいますか、状況の把握のための点検を行っております。そういう中で、不具合があったというか、そういった危険性があるような通学路に関しては、危険箇所として把握をした上で対策の検討を毎年行っておるところです。これについては、当然国、あるいは県等の補助を受けながら、その安全対策事業を行っているところなんです。そういったところで、今後においても対応していきたいと考えております。

○8番（池田浩二君） 先月議会があつてから、それから説明は一回もなかです、あつたですか。

○建設課長（松岡秀明君） 説明といいますのは、たしか議運では当然議案についての説明があつていると思います。もう一つは、産業厚生常任委員会でも説明をさせていただきました。それから、全員協議会が10月11日だったですか、ありましたがそのときも内容についての説明をしたところであります。

○8番（池田浩二君） 全員協議会はわかりますよ、質問は本会議でということで、こちらの意見としては何も言われなかったわけです。説明もならんし、ただ議案提出するの説明ではないとですか、議運とか、それに対しての話し合いとか、説明とか、そういうことは全然あつたらんと思うとばってん、いかがですか。

○建設課長（松岡秀明君） そういった9月の議会を踏まえて、説明不足となることでありましたので、これについて、この1カ月間の中において、そういった産業厚生常任委員会、あるいは全員協議会、そういった中において執行部としては担当課としましても、可能な限りの説明をさせていただいたというふうには考えております。

○6番（田上 忍君） 先ほど田中議員から秋只橋や八滝橋の件がありましたけども、今、御

船町で道路が通れない、もしくは通行制限があっている、この一覧表とかはあるんですか。

○建設課長（松岡秀明君） 今把握を、2カ月くらいになりますか、災害復興支援特別委員会の中で、御指摘を受けたときに、通行止めの箇所、それから橋梁の通行止めの箇所等について、そのリストをたしか全議員の方々にお配りをした経緯があったかと思います。

○6番（田上 忍君） あれは日々変わると言うんです状況が、ですから最新版をできれば出してほしいと思います。それと、今後の工事の計画いつ頃に工事に入るとか、そういう計画というのはありますか。

○建設課長（松岡秀明君） おっしゃるとおり状況としては工事の進捗、あるいは応急処置等の対応によって変わっていく状況のところもあります。今後の復旧の方向性等について整理した、担当課としては整理しておるところです。

○6番（田上 忍君） 我々もよく聞かれるんです、ここいつ通れるようになるのかと、ですから議員もその辺を提出してほしいと思います。

次、中原団地の件、何人からもでていますが、もう一度簡潔に9月議会との提案と今回と何が違うか、簡潔にお願いします。

○建設課長（松岡秀明君） 全体的な復旧、それから大規模盛土事業等の内容については変わっておりません。ただ変化というか変わっておりますのが、町営住宅の建屋の分、住居の分ですけど、その分について9月の議会での指摘等もありましたけど、そういうのも踏まえまして改めて住居の建物自体の損傷の程度について精査をしました。その結果、団地の南西方向になりますが、その部分についてが、地盤が盛土ではなくて切土の部分でありました。その部分について木造住宅が、そこに12戸の木造住宅がある、それが今回の災害復旧の対象としては、多分この損傷の程度からすると除外してもいいのではないかというような判断をしまして、その分についての実施設計の委託料として147万4,200円の減額を行っております。その分が前回と変わったところであります。

○6番（田上 忍君） 前回の議会では説明不足というふうなことがありました。これは建設課の説明不足ということでは言われたかと思いますが、町長はどう思われますか。やっぱり説明不足だと思われますか。

○町長（藤木正幸君） 9月議会において修正がなされたところでもありますけども、やはりこの中原団地におきましては説明不足があったと私自身思っております。

○6番（田上 忍君） じゃあ、そういう説明会というのは誰が開かなければいけないのです

か。

○町長（藤木正幸君） やはり情報を伝えるという意味ではいろんなところで、その中で議会では特別委員会まで作っていただいております、その中においてその経過を説明しておくべきだったと思います。

○6番（田上 忍君） 産業厚生常任委員会でも説明がありました、建設課からありました、課長一生懸命説明しております。そして、委員からは質問出ておりました。この中で町長の言葉というのが全然なかったんです、町長がどう思っているのか全然わからない、そして建設課長がいろいろ責められて、そこで町長が全然答えも何もしない。本当にこれでいいと思うんですか、もっと言うと私は、職員が一生懸命説明してるんだったら、もっと町長がかばってあげるべきだと思います。いかがですか。

○町長（藤木正幸君） 今回の件につきましては、建設課の説明ということで建設課の課長に説明をいただきました、それに至るまでは建設課長とお話をしながら答弁させたわけでございますので、そういったことでございます。

○6番（田上 忍君） 前回の委員会でも見ていますと、町長他人事のように見ている、そこがとても私ははがゆくてしょうがなかったです。一生懸命やっている職員をかばってあげてほしいなと思います。それから、今後この中原団地はどういうふうになっていきますか、将来というか、この実施設計やって、この予算で、この後のざくつとした動きというか将来像をちょっと見せてほしいんですが。

○町長（藤木正幸君） 中原団地は公営住宅ということでいきます。この後私たち町が責任をもっていかなければいけません。その中において前回の議会でも申し上げましたとおり、調査が今から入っていきます、ボーリング調査です、その結果を踏まえて、その時点で判断をしていきたいと思います。しかしながら、中原団地を全壊扱いするということは国交大臣の許可がいるということで、その中において国交省からはいろんな意見もいただいております。そういった国交省側との意見もすり合わせながら町として工事、そういったものを決めていきたいと思っています。

○6番（田上 忍君） 実はもっと具体的なことを聞きたかったのですが、町としては今後そこを復旧させて元の状態に戻す、そして今まで入っていた入居されていた方は元の住まいに戻ることが基本ということで考えていいですか。

○建設課長（松岡秀明君） これまで入居されておられた方々については長期避難という対応

をしておりますが、復旧して地盤それから住居が復旧した際には本来入居されておられた方々を戻すというのが基本的な考え方と捉えております。

○6番（田上 忍君） それでは、その考え方というのを住民の方、中原団地に住まれた方への説明会等は、今後考えておりますか。

○建設課長（松岡秀明君） 今から調査等にとりかかって、最終的な復旧の方法あるいは地盤に対する対策工事、そういったものについてこれから具体的な調査をするわけですが、その方向性というか、方法あたりが明確になった時点で、住民の方々への説明会を実施することで考えております。

○6番（田上 忍君） いつも説明会されるのは、そうやってある程度方向性が決まってから、決まってからって、だからいつも私は遅いと思うんです。こういうふうな方針で、今、町は動いているよって、第一弾の説明があってしかるべきだと思いますけど、町長どう思いますか。

○町長（藤木正幸君） 私の考えといたしましても方向性が決まってからというところで思っております。可能性を話していったら、恐らく可能性というのは変わっていきます。やっぱりそのときは混乱を招く恐れがあると思います。広報等で十分な情報をだしながら最終的に方向性が決まったときに皆さんに集まって正しいものをお伝えしたいと思います。

○6番（田上 忍君） じゃあいつ頃になりますか。

○建設課長（松岡秀明君） 大体2カ月、あるいは3カ月ぐらいの調査期間を要すると思いますので、大体1月か2月には説明会が開催できるかなという考え方ではおります。

○11番（田中隆敏君） 先ほどのお尋ねの分なんですけど、町長やっぱ町と議会と町民と復興、復旧に対して力を合わせるというのはそうでしょう、事あるごとに言われてるでしょう、新聞にもだしとなるでしょう、いろんな形で、私はびっくりしました図面ができとりますって、あそこまでは私も、小坂地区からの地元議員という気持ちもあります、前回も全協のときか何か、何で地元議員ぐらいあんな言わんかという意見がでておりました。図面も持たない、議会も持たない、地域には説明しなさったと初めて今日聞きました。それで三者が本当に力を合わせて特別委員会の中でも、今度議会の研修で各省庁を回って要望活動しようというような計画があるようです、しかしどうも話を聞いていると、見ていると、議会に何を期待しとんなるかてお尋ねをしたい。そうならばやっぱり議員も議会いろいろ質疑をだすわけですよ、わからんところを訪ねるわけですよ。そのときに答えな

はるけども的確じゃないけん議会から、どんどん意見がでるじゃないですか。必要なら呼んでください、何にも議員でそこまで進んだこと自体知らないんです。そぎゃんいらんなら、言わんでよかです。陳情に失礼じゃないですか。町長が一人行きなるとよかですよというように私は思います。討論でよかと思ったばってん質疑ですませます。

○12番（沖 徹信君） 中原住宅の件ですけど、一応、避難という形ですよ、そういう中で今度設計等をするときに家の中に入らないかんわけでしょ、そこらへんの了解は取れてるわけですか。

○建設課長（松岡秀明君） まだ、今の現段階では当然御存じのとおり予算等も改めて計上したような状況ですので、個別の入居者の方々への、そういった事前の承諾というのはまだいただいておりません。

○12番（沖 徹信君） それでは105戸ですか、中原団地。下の3戸で108戸だったんじゃないかと思っていますけども、その105戸の分のどこに今住まわれてるということは全部把握しておられますか。

○建設課長（松岡秀明君） ほとんど把握をしておるところであります。

○12番（沖 徹信君） 一応、避難というようなかたちで大半の人は家財道具、そこらへんは置いたままじゃないかと思うんですけども、そこらへんを連絡取りながら問題が起きないような形で調査をやってほしいと思いますけど、いかがでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） 当然御指摘のとおり、入居者の方々への今現在財産等もそのまま置かれておられる方々もおられると思いますので、そういった配慮を十分怠りなく行いながら今後対応を進めていきたいと考えております。

○3番（岩永宏介君） 中原住宅の件なのですが、全体的に議会と町、執行部のあり方として私は今回9月議会から今日までずっと考えておりまして、ものすごく問題があると思います。議会と町で意見が対立したときの対応について、簡単に言いますと、ここに9月の会議の補正予算の説明書です、それで中原団地の件が調査観測業務委託料と災害復旧工事実施設計業務がでておりますけれども、金額が工事実施、今回言われている部分ですがこの2,570万4,000円という金額、これは全く変わらんでしょ。

○建設課長（松岡秀明君） この大規模盛土事業の設計業務委託料についてはそのままであります。

○3番（岩永宏介君） それで、何を言いたいかと言いますと、議会は前回9月15日に、この

件について、この金額を踏まえた上での討論をやっているんです。それを、また再度そのときにはこれは否決されて修正動議がでて、結局原案が通らなかったです。そのあと今日にいたっているわけですけど、そして再度、この10月議会で同じ中身について議会が審議をしているわけです、提案があつて審議をしているわけですが、これはまさしく一事不再理の原則に反しているんじゃないですか。藤木町長いかがでしょう。

○町長（藤木正幸君） 私といたしましては反していないというふうな思いで今回上げさせていただいております。やはり先ほどから言われますように議会と執行部ということで、この場で討論しているわけですが、その中において前回だしたときに、やはり私たちとしても皆さん方とお話する中で、説明不足という部分には否めないものでありました。ということで、今回改めてということをやっています。

○3番（岩永宏介君） 今、一番肝心なところが聞こえなかったのですが、否めないという前の部分というのは何とおっしゃった。

○町長（藤木正幸君） 説明不足という部分です。

○3番（岩永宏介君） 議決を地方議会で、ここで議決をしたものだから、原案が通らなかったから、結局説明不足だったということで、また再度審議をすること自体がおかしいんです、はっきり言って、そこが一時不再理の原則に反しているということで、それが一つです。もう一つは、さっき中城議員がおっしゃった再議を考えなかったですかとおっしゃったんですが、再議には地方自治法で二種類あるんです、再議について規定しているのが、具体的にはどの条文をおっしゃっているのでしょうか。176条にある議会の瑕疵ある議決また請求に関する町の議決。それから、収入または支出に関する議決に対する町の処置というのが177条、具体的にどのあたりで、どちらに対して再議も考えなかったわけじゃないというようなことだったんですが、どれを根拠にこの二つのでどちらで考えられたというお話だったんでしょう。

○町長（藤木正幸君） 地方自治法の177条を見えます、その中において理由を示して再示しなければならないと書いてあります。その理由を示せという部分でやはりここが説明責任という部分と、この理由を示すという部分で今回はこういった方法をとらせていただきました。

○3番（岩永宏介君） 私はちょっと感覚が違うんです、そのあとの例えば後半に議会、人件費、職員の人件費あたりが向上的な支出について減額とか修正があつた場合には、そのあ

との条文が適用されるわけでしょう。あと、非常災害の場合です、非常災害の場合について書いてあるのが、あとの条文、非常災害で緊急を要するような、中原団地というのは昨日の新聞で熊日が第一面で取り上げていますが、政府は補正予算で宅地耐震化に11億円が配ったと載っておりますけれど、この中にもちゃんと書いてあって県が長期避難世帯に認定した宇土市花園台地区や御船町の中原団地周辺など県内4市町の復旧対策に充てるとなっているわけです。こういう記事がでておりますが、まさに長期避難世帯に県が認定していた中原団地についての復旧工事をやろうというわけじゃないですか、だからそういう長期避難世帯に認定された時点からどんなふうになるかというのはあらかじめわかっておられたから、9月14日にああいう予算を獲得しようとしたわけですね。そのあたりは間違いないでしょう。

○町長（藤木正幸君）　そういったことになりますけど、しかしながら今言われたのもわかります。しかしながら今回の議決が地方公共財団の長はその議決を不信任を議決とみなすことができるという条文がこの中にございます。それを適用すれば、今、この混乱期において今度執行部の状態、議会の状態、議会の解散までという話になってきます。今、この状態でそういったことができるかといったら、この再議という方法を私はしなくて今回の1カ月待って、この議会に提案をさせていただいたということです。この混乱期にそういったことは絶対いけないという思いでいっぱいです。

○3番（岩永宏介君）　その気持ちはわかるとです、けれども田上議員の質疑と意見と非常に共通するのは、やっぱり例えばそういう災害救助関係の費用が否決されたという段階においては、地方自治法はきちっと書いてあるじゃないですか。町長に対する不信任決議と変わらんと、それだけとらえてから議会の解散でもいいということなんですよ。それぐらい大きな問題なんです、だからそのあたりの認識があったのかって田上議員と一緒にです。だから説明不足であるとか、そうじゃなくて9月15日の対応あたりが建設課長は一生懸命説明をされておったんですが、同じような説明で終始したと思っています、全体的にです。そのあたりではまって、どうしてもこの予算を通らないと困るんだというような緊迫感というのは迫力は私は感じませんでした。ただ、私は個人的には説明が非常に腑に落ちたんです、腑に落ちたから賛成だったんです。原案に賛成。そういうことで、今後のことに含めて、やっぱり長との意見対決が当然出てくるわけで、あったほうがいいのですが議会とはそういう緊張会議があったほうがいいんですが、もうちょっと議会対策に対して同じよ

うな私たちはそのときに真剣に議論をしておりますので、おわかりになりますでしょう。それぞれの議会で一生懸命しているのに、新たな環境が変化したわけでもない議論を私は努めて説明不足とか、そういうのじゃなくて議会のもっと時間をとるべきだっただろうし、今後のことですけどそういうことも含めて一言申し上げました。そういう緊張関係がある中での対応というのは、ちょっとまずかったと思っております。意見まで申し添えましたけれども、どうぞよろしく今後のことについて是非考えて一報していただきたい、そんなふうに思っております。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑ありませんか。

○13番（岩田重成君） 見舞金について質問いたします。ここに見舞金、全壊5万円、半壊が3万円、非住家全壊が3万円、また半壊が1万5,000円となっております。そこで一部損壊には見舞金は考えておりませんか。いかがでしょうか。

○福祉課長（道山敏文君） 現行の法規では、全壊・半壊までの法規ということで、この見舞金につきましては一切原資がありませんというところでこの金額だけ町独自の単独ということで考えますと、この半壊までで見舞金制度はここまでと福祉課としては考えています。

○13番（岩田重成君） ようわかりますが、しかしながら半壊と一部損壊では大分差があります。特に半壊につきましては57万円の応急修理費が計上あります。そういうことで今、私が回りますと一部損壊にも幾らか、見舞金をいただくならばというお話でございます。多分、この一部損壊につきましては、大変上がると思います件数につきましては、ということで大変難しいと思いますが、せんだってですか益城町、またほかの3町村ぐらいは一部損壊にも見舞金をやるということでしたので一応質問しました。また、それから今回七滝土地改良区、東上野、松の生、向山、稲が全然田が植えてありません。農家に対して見舞金制度というのは考えておられませんか、いかがですか。

○農業振興課長（松永正夫君） 現在、そういうところについては、今までもなかったと思いますけど、考えてはおりません。

○13番（岩田重成君） 今までは、全然なかったと思います。しかしながら、今回は異常です。私たちも50年農家しておりますが、異常です。その中で一本も農家であって田を植えてありません。稲刈りもできません。そういう中で、やはり私は少しでも見舞金をだしていただくなら大変結構だと思って質問しました。

○町長（藤木正幸君） 農業災害について何かないかということでございます。それに関して

は今、御船町としては考えておりません。一部損壊、この件に関しましては他町で今ありましたように3カ所ぐらいあったということですが、御船町でも今のところは考えておりません。なぜかと申しましたら裏がないからです。やはりその制度を作るには必ず収入の部分があるといえます、それと基金の問題があります。いまそれに充てる基金、そして収入というのが御船町にはありません。今、あげるところは合併したときのお金、裏があって初めてそういったこと行われています。しかしながらできないでは私も心苦しく思います。今日4時から知事との懇談があります。その中において、この一部損壊に対するものをどうにかできないかということを知事と話をしたいと思っています。なぜかと申しましたら今、次に考えられるのが、今後は義援金の問題があります。義援金配分委員会にて県は一部損壊には出さないということが決められております。そこを変えてもらえない限り御船町においても一部損壊に対する義援金を配分することはできませんということで、県知事と話して一部損壊に対する今後のり方について今日話をさせていただきたいと思います。たしかに、一部損壊と半壊に対する差がありすぎるという意見は数多く町民の方々から聞いております。その中において、何ができるかという部分は探り出していきたいと思っています。

○13番（岩田重成君） できるだけ町長よろしくお願いします。

○1番（田端幸治君） 先ほどから言っております中原団地の件であります、前回9月議会において提案をされ修正動議をだし、修正されたということでございます。今回の議会において一部修正をされて提案をされておりますので、その分の見直しはされたのかなというふうには思います。しかしながら、先ほどから議論あっておるように、それまでの経緯の中において、きちっとした説明というのがなされていない、いきなり9月議会において提案をされて判断をしろというようなことであつたが、とても無理である。御船町のこれだけ震災を受けて復旧、復興、新たな御船町づくりということをかんがみたときに、どのような住宅政策をもっていかれるのか、私は非常に大事だと思い前回まではこのままでは通せないというような思いであつたわけであります。説明不足という点に関しましては今回の中原団地だけでしょうか。これまでの町政の中において説明がされていないという点が何度かでてきたんじゃないかなと思います。前回の議会、そして今日の議会、行政報告の中において高木保育園の問題がでました。このことについても報告のみであると、公立を民営化する、これまで例えば老人ホームのオアシス、御船幼稚園等の民営化、それ

と学校統合についても度重なる説明をされながら、改革に取り組んでこられたとみております。今回は急を要したということはあったにせど、やはりきちっとした執行部としての説明が私はあるべきだと、そこあたりが消えているんじゃないかならうかと思います。我々は将来に向かって大事な判断をしなければなりません。その責任は我々にあります。だからあえてしっかりとした議論をしたい、しっかりとした説明を聞きたいと思っているわけがあります、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 今、田端議員がおっしゃったことに対してお答えしたいと思います。たしかに、この問題について説明が、今回の件だけでなく説明不足だったということは否めないことであります。今後私たちも一度立ち返って議員の皆様と話をしながら詰めてまいりたいと思っています。

○1番（田端幸治君） 同じことの繰り返しのないようにお願いをしたいと思います。判断をするということは、我々議会に対し、議会も責任がございます。様々な事柄において判断をしていく責任がありますので、きちっとした説明を受けて判断をしていきたいと思いません、よろしくお願いを申し上げます。

それでは中原団地、今避難指示がでていうことでございます。これまでも避難指示を出された、例えば間所地区あそこの避難指示はもう解けておりますか。

○総務課長（吉本敏治君） それについては、もう解除しております。

○1番（田端幸治君） 安全性が確認されたということで認識をしてよろしいですね。それでは、町営住宅の意義、目的、これは何ですか。

○建設課長（松岡秀明君） これは、公営住宅法に基づくものでありますが、根本的な考え方としては、住居、住宅に困窮される低所得者の方々への救済的な措置として公営住宅が設置されると認識をしております。

○1番（田端幸治君） 今、建設課長が申し述べられましたように公営住宅法、昭和26年に施行されている公営住宅法の中にきちっとそこはうたってあります。昭和26年代、30年代のそれぞれの住民の生活状況と現在どうなんでしょう。あの時代のような状況でしょうか、それとも時代の変化があっているのか、どのような認識をされておりますか。

○建設課長（松岡秀明君） 戦後間もない時期から昭和30年代、その時期といいますのは日本が戦後の復興に向けて飛躍的に成長していく過程にあったと思います。そういった経済的な成長を経て、現在に至っては当然小さく言いますと本町における町においては道路の整

備、あるいはそういった様々な経済拠点が整備されるというかできあがってきて、今の現在の経済活動があるものと認識をしております。そういった中において、住宅事情というようなことに関しましては、当然その当時、さっきおっしゃったような年代のときとは事情が変わってきておるかと思います。現状においては、民間の賃貸住宅、そういったものが非常に開発が進んできておる中にあります。そういったふうに考えておりますので、当然、町営住宅のあり方についても十分その辺の配慮を考慮した上で設計をしていくべきものであると考えています。

○1番（田端幸治君） 今、課長が述べられた中にあったように時代は大きく変わってきているんです、昭和の20年代、30年代、40年代と平成に変わって既に30年近く経過をしたという中において、生活環境大きく変わってきた、当時は当然住宅を必要とする方がいっぱいおられたということで、そういった対策として御船町も住宅政策としていわゆる福祉目的で取り組みをされてきたと思います。現在、御船町の住宅戸数、公営住宅、何団地で何戸ですか。

○建設課長（松岡秀明君） 今現在21団地ありまして、440戸の住宅があります。

○1番（田端幸治君） その中において、当然対応年数を経過した団地戸数あると思いますが、どれだけありますか。

○建設課長（松岡秀明君） 今現在、対応年数を経過した団地戸数としましては161戸あると見込んでおります。

○1番（田端幸治君） 161戸が既に対応年数を経過していると、そういった団地にお住まいの方々がいらっしゃる、そして将来的にどのような町営住宅、公営住宅の構想をもって取り組みをするのかということを、今回の中原団地のことと含めてしっかりと検討をし、この半年間の中において、やはり先ほど議員からもあったように将来町営住宅構想をどのようにもっていくのかということを、これを一つのチャンスとして私は方針を示すべきだと思います。目標をもって取り組みをしていくと、それでないと既にある公営住宅の440それに今度の仮設住宅恐らく2年後は復興住宅が建設されるでしょう、650それ以上になるかもしれない、そういったものをそのまま運営できていくのかどうなのか、財政的な負担を呼び起こしはしないかということに対する懸念はありませんか。

○建設課長（松岡秀明君） 当然、町営住宅の管理運営につきましては、家賃等の収入もありますが、かなりの管理維持に財政的な負担が生じておるのは事実であると考えております。

今後においては、災害公営住宅等の建設も当然考慮する段階に入ってきます。そういったものを踏まえて、将来の町営住宅としての活用、運用について建設戸数あるいは建設場所、災害公営住宅についてであります。そういったものについて十分な精査を行いまして今後の町営住宅全体としての町の、本町の全体の町営住宅の管理戸数適正化についても十分な検討をしていきたいと考えているところであります。

○1番（田端幸治君） 財政的に負担を呼び起こしはしないかという心配なんです。現時点においてもこちらで調べたところ、歳入歳出起債は含んでおりません、借金の返済は含んでおりません。人件費抜きにしても、約320万円程度、人件費入れますと1,400万円程度がマイナスになっているのかなというような状況です、現時点において。これが今後新たに仮設住宅、復興住宅等が建設をされますので、これがどんどん増えていくことになりはしないかと同時に必要であればそれはいいでしょう。それと同時に先ほど申し上げましたように、昭和の時代生活困窮者の生活を支えるという意味において住宅整備をするという目的がある、しかし現時点において私はそれは変わってきているんじゃないかなというふうに思いますが、町長いかがですか、そのあたりどのように見ておられますか。

○町長（藤木正幸君） 今いわれましたことを深く受け止めております。その中において、やはり私も就任直後に町営住宅の問題をちょっと調べさせていただきました、その中において近隣の調査に比べて何で御船町だけ町営住宅がこんなに多いんだろうということもありました。やはり、町営住宅を運営するには役場としてのマンパワーそして金額的なもの相当かかってまいります。その中において、ここは見極めていかないといけないということは考えています。今回の震災を踏まえた上で今後この御船町にとってどれくらいのが町営住宅として本当にあるべき姿なのかという部分はまた調査をし直して、震災前には大体300以内だろうというある程度の数字は出しておったんですけども、今回を踏まえてまた新たに調査し、そしてそれに適正に合うように進めてまいりたいと思います。

○1番（田端幸治君） 前回の全員協議会の中において、復興計画を作ることが示されました。その中において、未来につながる復興ということでもあります。これが未来に本当につながっていく復興になり得るのかどうなのかということが大事だろうと思います。ですから、この住宅政策は非常に御船町の将来にとっては大きなテーマとして取り上げていくべきだと思います。人が住みたい住宅なのか人口増に対応できる、人口増を目指す住宅になるのか、その判断をやっていかなければならんと思います。ですから町長、検討とか

じゃなくて、例えばこの復興住宅の中において何戸、先ほど161戸は耐用年数を経過しているということでございますので、最低161戸についてはきちっと何年までには閉鎖をするとか、そこらあたり目標設定は個人的には考えておられませんか。

○町長（藤木正幸君） 今度復興計画、その中でこの論議もでてくると思います。やっぱり創造的な復興をするためには、やはりそういったものも行っていかなければいけないと思いますし、今日の新聞にもでていました、復興に何年かかりますかということで3年から5年というふうなことを私は述べています。復旧だったら恐らく3年でできるでしょう、しかしながら復興を考えたら、より以上のものを考えそれを実現するためには、3年から5年というふうなことを思っております。その中において今回被災を受けて、この3年以内に復旧の段階でそういった計画を立てて5年後までには実現させたいと思います。

○1番（田端幸治君） やはり将来に対して、復興と同時に未来へつながるいわゆる御船町にもう一度住みたい新たな流入をどんどん促す、それと同時に民間活力です、これをいかに作り出していくかということが大事だと思います。時代の要請をしっかりと捉えて政策として取り組みをしていただきたい。そういったところ含めて今度の中原の復旧に関しては現状のままで本当にいいのだろうか、国がやってくれる事業だけで本当に対応ができるのかということも含めて、そこでもう一回団地生活をやりたい、新たな人も迎え入れられるような、あそこ耐用年数を見ると、まだかなりあるようでございます。御船町の住宅にとって一番新しい住宅、そこをきちっと対応していくんだということを含めて、やはり予算案というのは提案をしていただきたい。再度いかがですか。

○町長（藤木正幸君） 今回、仮設住宅を建設するときに皆さん方の御協力を得て21カ所という場所の選定をさせていただきました。本当にこの御船町において、この土地の利用計画をちゃんとしていかなければ、この建物が建てられないということを深く感じたところがあります。その中において、やはりこの中原住宅というのは御船町においては一番新しい町営住宅であります。できる限りのことを私たちは努めてまいりたいと思いますし、その中において今言われたように、今後、やはり住宅政策というのは本当に今後土地利用計画とともに、大事なことになってくると思います。その辺は、まとめて実行に移していきたいと思います。

○3番（岩永宏介君） 歳出予算説明書で、21ページを御覧いただきたいと思いますが、21ページのところ八勢の眼鏡橋、これを設計委託料というのが計上されておりますけれど、こ

れについてもう少し詳しく教えていただけますか。

○社会教育課長（吉本正剛君） 御存じかと思いますが、この前の地震で上野のほうから見ると川向う側、上流側の左側部分の石積が崩落しております。また、石積だけではなくて橋自体がちょっと歪んでいるというか、下流側にずれているアーチ部分から先というか八勢集落側とか石畳側に向かってがちょっと下流側に歪んでおりますので、同時に沈んでいると、石垣の崩落石積の歪み、沈下というか沈んでいる部分30～40センチ程度が沈んでいる、そういった状況にありますので、これにつきましては県の指定文化財でもありますので、県と協議している中で、今回の設計委託の計上でしたわけです。これについては、今後設計を発注しまして早めの工事着工を行って、大体夏までには完成するような計画でいるところです。

○3番（岩永宏介君） 是非町内の極めて価値の高い観光資源でもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。それから、同じく上野のほうにあります、宮部鼎蔵の記念碑です。あそこも被害がかなりひどいということは御存じと思いますが、あそこについてはいかがでしょう。

○社会教育課長（吉本正剛君） そちらにつきましては、顕彰会というかそちらの団体もありますので、そちらと十分協議して対応は図りたいと思っております。

○3番（岩永宏介君） しっかり対応を図りたいということですが、もうちょっと具体的にどんなふうにするのですか。

○社会教育課長（吉本正剛君） まだ、具体的な顕彰会からの要請というか、具体的な内容までは、まだ何も言っておられませんので、そのあたりもしっかりお互い詳細に協議して町としての対応ができる分については考えていきたいと思っております。詳細な打ち合わせまで行っておりません。

○5番（福永 啓君） 今の続き石橋なんですが、今回設計費用が上がっております。そのうち歳入を見てみますと、特別交付税及び県からのお金が入っておりますが、町はどれくらい支出することになりますか。

○社会教育課長（吉本正剛君） これにつきましては、歳入にうたってありますように、まずは県の指定文化財ということで県からの2分の1があるところです。残りの2分の1につきまして、特別交付税に関する省令の中で、ここに歳入の内訳もありますが、8割の工事の数値があるところで、今回計上しているところです。

○5番（福永 啓君） 9割ぐらいですね、特別交付税措置、交付税、特別交付税及び補助金になっております。これは、あくまで設計費なんです、実際工事費になった場合はいかがでしょうか。

○社会教育課長（吉本正剛君） 今のところ、財政とも協議しているところですが、工事についても同じような対応措置が行われるということを聞いております。

○5番（福永 啓君） このような財政措置は、これは県の指定文化財であったから行われるものなのでしょうか、また先ほど岩永議員からもありましたが、町内で多種多様な文化財が、今回の地震で被災を受けております。町指定もあれば、町が指定していないようなもの、地蔵とかその他いろんなものがあり、いろんなところから多様な要望が寄せられていると思います。そのようなものに対する対応を包括してお答えください。

○社会教育課長（吉本正剛君） これにつきましては、文化財保護法の中で、この特別交付税の措置がされているというところで、今回計上しているところです。また、町指定等につきましても、町の条例がありますので、それに沿った町の補助というか、先月の議会にも提出してありますが、一部または全部を支援するとか、そういうことで適用に書いてありますので、あとは中身の中で状況に応じて町が全部所有者であれば町になりますが、一部は民間的なところもありますので、そこは地主と協議しながらやっていくというところです。

○5番（福永 啓君） このように災害の一般的災害の場合は、非常にかからないところが今回はいっぱい差異がでています。文化財に関しまして、これは県としても大きな問題として捉えているようでありまして、町屋を含めていろんな指定されていない、しかし残すべき文化財というのが多数壊されていくと今回で、それは復旧すべきではないかという提言がされていますので、それに対してはしっかりとできるところ、さっき言ったみたいに少しでも町の財政にも考えなければいけないのですが、それと共に今後の復興・復旧の復興のためには必要な財産であると思いますので、しっかりと対応していただきたいと思います。

次に、街なかギャラリーなんです、設計費がでています。これはいつごろまでに、この設計費を執行し、最終的には設計じゃなくて修繕するんですが、どのような形で修繕しようとしているのか、御説明をお願いします。

○商工観光課長（野口壮一君） この街なかギャラリーの修復につきましては、いろいろな補助制度が財政的にも有利なものがないかというものをかなり探したわけなんです、国が

らの復旧交付金あたりはないかということで、最終的にたどり着いたのは、今回予算を計上させていただいています災害復旧事業債ということ使ってやりたいということにしております。まずは、この起債をお借りするわけですので、設計委託をだして明確な工事費をつかまなければならない、その設計費をもって一応査定を受けなければならないというような順序になります。今回、この委託費をだしてできれば工事費を年内にだしていただいて工事費がでた段階で、また補正予算として工事費用を補正予算としてださせていただきたいと、同じ災害復旧事業債にのせて管理を目指していくというものであります。

○5番（福永 啓君） 年内に工事費用をだすと、そして年内の査定に乗せるということによってよろしいですね。形としてはどのような形の復旧を目指していらっしゃいますか。今現在あそこは、一応耐震工事はされていると思うんです。ところが、やはり向こう側というか御船側西岸には一カ所もちゃんとした避難所がないんです。洪水になった場合、何とかになった場合、向こうに大規模な避難所これを必要としていらっしゃる住民の方々大変多い。本当に昭和保育園に今回助けていただきましたけど、もしあれがなかったかと思うと大変な事態になっていたかと思います。やはり、お年寄りの方々は、ここまで歩いてくることできませんので、特に洪水になった場合とか大変です。避難所としても十分利用できる、使用できるようなのが必要だと思うんです、考えたときにあそこしかないかなと思うんです。そのような避難所となり得るような観点からの修繕を見出すべきではないかなと思いますがいかがでしょうか。

○商工観光課長（野口壮一君） 今回の熊本地震を受けて、やっぱり母屋部分あたりは耐震がされていなかったんですけど、昔の先人の知恵といいますか切妻造りの強さというのを今回感心したわけですが、今回この災害復旧事業債を活用するにあたって、この事業の趣旨からして原型復旧が条件なんです、そこに含みを持たせることが、どこまでできるかということがもう少し探っていかなければならないわけなんですけど、原則的にこの災害にかかった公共施設の原型復旧ということになっていきますので、その辺で積算をしていくという形になります。もう、南側のほうは白壁が落ちただけで、あそこは耐震を前回の改修でやっておりますので、その辺を総合的に見て対応していきたいと思います。

○5番（福永 啓君） 現況を復旧した上で新たに耐震工事が必要だ、耐震工事をするというようなことまで考えた上でしないと、避難所が本当にないんです向こうは、ですからそこを他に利用するところがあればいいんですが、大規模避難所としても考えられるところが

少ない西岸ですので、避難所としても町民の方が安心して避難できる場所としても利用できるように考えていただきたいと強くお願いしておきます。

それと中原団地なんですけど、今現在既に退室してらっしゃる方は108名満員だったんですよね地震のときは、1棟、2棟は空いていたかもしれませんが、今現在は既に退室してらっしゃる方も大分いらっしゃるかなと思うんですが、現在は何名ですか入居者は。

○建設課長（松岡秀明君） 今現在は、長期避難ということで。

○5番（福永 啓君） 契約者。

○建設課長（松岡秀明君） 実際105世帯の302人の方が入居をされておったということです。

○5番（福永 啓君） そうしましたら108でしょあそこは、そうしますと3世帯空き家があって、今現在も一応契約がそのまま続いているということですよね。退室してらっしゃる方はいらっしゃらないということですよね、正式に賃貸契約を解いてほかのところに移られた方とか、転出された方もいらっしゃるかなと思ってお聞きしたんですが、そういうのはいらっしゃらないということですか。

○建設課長（松岡秀明君） この中原団地については、一応今一時的には退去という手続きをとっていただいておりますけれども、これどうしてかという今後の事業をスムーズに進められる一つの目的もあって、そういった対応をしているところですが、現在契約については実際105世帯の方たちが契約をされていた。

○5番（福永 啓君） 今も。

○建設課長（松岡秀明君） はい、そういうことになります。

○5番（福永 啓君） 転出されている方がいらっしゃるんじゃないか、住居をもう既に転出されている方がいらっしゃるんじゃないかと思ってお聞きしたんですが、ほとんど転出された方はいらっしゃらないということですよ。

○建設課長（松岡秀明君） 実際、その住民票等を移動されておるかどうかについてまでは確認をしていない部分もありますので、そこらへんははっきりここでは申し上げることができません。

○5番（福永 啓君） 先ほど沖議員の話にもありましたけど、結局今から調査等を進めるにあたって、そこがどうなのかというところが非常に問題になってくるところが若干あるわけなんです。今から入ろうという人とか、もう既に転出している人という人も二種類いらっしゃると思うのですが、それについてはきちっと把握して住居の実態があるかどうか、

荷物を置いたまま転出している人とかもしかするといえるかもしれないわけです、どういう状況なのかということです。もう空部屋になって転出しているかたもいらっしゃるかもしれないです、ほかのところに転出するからということで、そういう方は何月何日をもって賃貸契約とか、次々と現状と一致させていかないと解除させていかないといけないかなと思います。よろしくお願いいたします。

それと中原団地なんですが、前回修正動議をだしました。これは議会として私は極めてよかった判断だと思っております。やはりそこで情報をでて、それを確認するのもなく、そこで議決を強いられるということは、もうやめましょうということは何回も言ってきたんです前回から、しかし若干そういうことが続いておりました。前回も全く知らされないまま、そこでこうですよと説明受けて、それを我々議員が検証するすべもなく、その場で強いられると、これは議決本来できないです。そのあとに若干説明をいただきました。私が疑問に感じていた部分多々ありました。その部分についても説明をいただき、ある程度納得することができました。この時間が、今日も田端議員の話でありましたけど、この中原団地自体が本来住宅として、町営住宅として適している場所なのかどうか、それについても今後の議論を待つところであります。あそこ袋小路ですよ、さっき言ったみたいにトンネルを通らないと学校にいけない。その場所自体が本来町営住宅として適しているのかどうか、それをどうやって改善していくのかどうか、こういうのも共に議論していかないと、まずあそこをそのまま住宅として残していくということを町として決めたわけですから、そのあたりがもうちょっとクリアになっていけばいいと思います。将来的にまずあの袋小路、これは将来残していくとなれば、どうかしていかなければいけないと思うんです。

1カ所がけ崩れをおこしただけで、100何世帯が通行不能になってしまいます。それについては将来的にどのような対策をするか考えてらっしゃいますか。

○建設課長（松岡秀明君） 今御指摘をいただいた件については十分配慮を考慮すべき事項かと思えます。今後において、まずは今回現状に戻すということでの災害復旧事業での対応をするわけですが、そういった将来的な様々な御検討については今後状況を的確に把握しながら適切な対応をとっていくように進めていきたいと考えています。

○5番（福永 啓君） 本当に単なる答弁ではなくて、あそこに今回の予算だけではなくて新たに何らかの予算、これは今回復旧だけです、復旧だけですよね。それだけで果たしているのかと言えば不十分な点が、今までの議論の中でも多々でてまいりました。それに対し

て具体的な方策を早急にだしていただきたい、それを示していただきたい、議会に説明しながら、こういうふうに思います。是非、その点をよろしくお願いします。それと、復興計画の予算がこの中で何点かでております。事務経費です。復興計画、大体計画の素案が出来上がるのは大体いつぐらい。その完成は大体どのくらい。そういう見通しはございますか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 10月17日来週の月曜日から、11月11日まで10回地区座談会をします。その中で、この基本方針を示して住民の方から御意見をいただくと、それと並行してアンケート調査を実施することにしております。調査をして改修をして、とりまとめをして地区座談会でいただいた意見、これらを計画の中に盛り込んでいくというところです。素案、たたきが最速で12月上旬にできればいいのかなと思っています。財源として、控除金をいただくようにしてますので、今年度いっぱい平成29年度3月までには計画自体を取りまとめるという予定でおります。

○5番（福永 啓君） これは全員協議会のときも申し上げましたが、子どもたち、特に高校生とか私たちが議会特別委員会で高校生の議会報酬のあり方について、高校生に意見を伺いにまいりました。直接対話式で1時間、2時間くらい、その前に資料を渡して先生とも話をした中で、もうやはりそこに行った議員はわかると思いますが、本当に目から鱗のような意見もありましたし、皆真摯に考えてくれます。今回の復興計画、これにつきまして是非子どもたちを主体的に、意見を主体的に、こうしたい、ああしたいという意見を関わるような形をとれないかなと私心から思うんです。初めて、子どもたち、高校生たちは今回の震災で実際行政に触れているんです、ボランティアから何から、町のそういう街づくりに対して本当に強い思い、今回の震災で持った高校生たくさんいます。是非、単に意見徴収にとどまらず主体的にそういうのに提案してもらおうとか、関わるとかそういう方法何らか模索していただきたいとおもいますが、いかがでしょうか。

○企画財政課長（藤本龍巳君） 計画策定そのものは10月1日付で企画財政課に設置されました復興推進係で対応してまいります。先般から係長と住民の意見、どんなふうにして計画に盛り込んでいくのかなということはお互いディスカッションをしております。その中で、先般も福永議員から子どもたちの意見を是非という要望ありましたので、これを受けて早速考え方を、ああでもない、こうでもないといったような議論をしたところですけども、一つの案としてそういった高校生になるか中学2年生なのか、はたまた小学生なのかわか

りませんけれども、代表の方に集まっていたいて議論をしていただくというのも一つの手かなと思っています。あらかじめテーマを与えて、事前に十分な準備をしていただいてということになると思います。

○5番（福永 啓君） 今まで、議会改革特別委員会やったとき、目から鱗でこれだけちゃんと考えて、ちゃんと意見を出してくれると思っていませんでした。本当にいい意見が出てきます。是非、そういう形で主体的に関わるような機会を作っていただきたいと思います。

○総務課長（吉本敏治君） 先ほどの田端議員の御質問の中に、間所地区の避難指示に向けての質問がありました。私、少し勘違いをしまして、間所地区の地滑りに対応するために昨年4戸だったと思いますが避難指示を発令しておりますけれど、その4戸につきましてはいまだ継続中であります。

○4番（中城峯英君） あと1点ですけども、説明書の24ページ高木小学校の災害復旧工事請負費が5,200万円計上されておりますけれども、体育館とグラウンドでしょうか。両方であれば、それぞれに幾らなのか説明してください。

○学校教育課長（米満速敏君） それぞれには積み上げてはおりませんが、高木小学校の体育館の費用が主なものとなっております。グラウンドのひび割れ等に関しましては、昨日山砂を入れて修復しております。竹山の擁壁関係と町道側の表面が崩落している部分、あれにつきましては下側が民地になっておりますので、ちょっとうちでは災害復旧ではやれないという判断をしております。もし、やるとしたら単独費用を入れなければなりませんので今回の復旧ではちょっと見られないというような状況です。

○4番（中城峯英君） 大半が体育館の復旧ということですね。歳入の方に補助対象事業として4,700万円となっておりますが、これは全額というわけにはいかんのですか。

○学校教育課長（米満速敏君） これは、全額はみてもらえませんでした。単独部分がかなりありましたので、一応それに関しては町単独でみるということになっています。

○4番（中城峯英君） 復旧の目途はいつ頃でしょうか。

○学校教育課長（米満速敏君） あくまでも今年度内に復旧したいと考えております。

○6番（田上 忍君） 1点だけ、先ほど道路の状況と今後の予定ということで聞いたのですが、一覧表を後でいいので作ってもらえませんか。

○建設課長（松岡秀明君） すぐできるかどうか、今の最新の情報に差し替えていけないと思いますので、すぐというのは状況としては難しいかもしれません。出来次第は対応したい

と思います。

○6番（田上 忍君） 後で構いませんので、大体今後の工事の予定も入れてお願いします。

○3番（岩永宏介君） 一点お願いします。先ほど町長の発言の中に義援金、義援金についてお話があったわけですが、県の基準があつて岩田議員の質問の関連ですけど、そのときに一部損壊の云々がありました、あのときに義援金については県の基準があつて、町独自ではできないというお話だったでしょう、それは間違いないですか。

○町長（藤木正幸君） 県の方から町の方に義援金として下りてきてます、その分に関しましては県の義援金配分委員会に従わなければいけませんので、県から下りてきた義援金に関しましてはそのとおり行っていたきたいということです。

○3番（岩永宏介君） そしたら県からきてる分については県の配分委員会が決定したということで定款ということですね、ほかの地区あたりでそういうのがでてきてるのは、町単独の義援金ということですか。先ほどとはそういう話でまとめていいわけですね。

○町長（藤木正幸君） ほかの町は義援金をあてていらっしゃるいません。町の予算、基金そういったものから一括でだしていらっしゃいます。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

1時20分まで休息をとります。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時20分 休憩

午後1時20分 開議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（井本昭光君） 休息前に引き続き会議を開きます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号、「平成28年度御船町一般会計補正予算（第7号）について」を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者 起立]

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

したがって本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 請願第 3 号 御船町立高木小学校の茶園保存を求める請願について（継続審査）

○議長（井本昭光君） 日程第 8、請願第 3 号、「御船町立高木小学校の茶園保存を求める請願について（継続審査）」を議題とします。

清水総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（清水 侑君） 請願第 3 号、御船町立高木小学校の茶園存続を求める請願書についての総務文教常任委員長の報告をいたします。継続審議となっていました請願第 3 号について、平成28年10月11日午前10時委員会室において、総務文教常任委員 7 名、執行部から総務課長、企画財政課長、教育長、学校教育課長、農業委員会事務局係長、計 5 名が出席し、審議を行いました。

9 月 8 日の委員会では、農地購入に関して質疑がありましたので、農業委員会事務局より、農地購入（所有権移転）は可能であるとの説明を受けました。その後、各委員から意見を求めました。委員の意見として、農地法第 3 条の例外により、地方公共団体の農地購入（所有権移転）はできるとの説明だが、今後学校と P T A で農地（茶園）として利用し児童の教育に生かしていく予定なのか、これまでは茶業農家の方が管理に対して応援をいただいていたが、今後は難しいことから学校と P T A で維持管理できるのか、土地持ち主と学校長と貸借契約を交わしてあるが、これまでの経緯と今後どのように行っていくつもりなのか、以上の意見を踏まえまして、学校 P T A の代表と協議をする必要があることから、全会一致で継続審査とすることに決しました。本会議においても委員長の報告どおり御承認いただきますようお願い申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井本昭光君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから請願第3号、「御船町立高木小学校の茶園保存を求める請願について（継続審査）」を採決します。

本件に対する委員長の報告は継続審査です。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者 起立]

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

よって本件は委員長の報告どおり継続審査と決定されました。

これで、平成28年度第8回御船町定例会10月会議の議事日程はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会は議事の都合により、この後再開する定例会まで休会にしたいと思います。これに異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、平成28年度第8回御船町議会定例会10月議会を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時26分 休 会

地方自治法第 1 2 3 条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員